

平成30年10月19日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

農地等の利用の最適化に関する意見

～農業を若者があこがれる魅力ある産業に！～

宮城県農業委員会ネットワーク機構
一般社団法人宮城県農業会議
会長 中 村 功

農地等の利用の最適化に関する意見

～農業を若者があこがれる魅力ある産業に！～

東日本大震災から7年余りが経過し、本県の産業基盤や生活基盤の復旧は着実に進んでいます。農業分野においては、農地や園芸施設の復旧面積、畜産関連施設の復旧施設数の割合はほぼ100%近くとなっており、特に、津波の被災を受けた沿岸部では、大規模な土地利用型農業や施設園芸の法人が設立され、本県農業のモデル地域に発展してきています。その結果、平成28年における本県農業の産出額は1,843億円と、震災前の平成22年の1,679億円を上回るなど、大きく回復してきています。

こうした中、農業委員会組織は、一昨年の改正農業委員会法の施行を踏まえ、農業・農村の所得向上を目指し、新たな目標である「農地等の利用の最適化」（遊休農地の解消、担い手への農地利用集積、新規参入の促進）の推進等に鋭意取り組んでおり、本年7月で県内全ての農業委員会が新体制へ移行しました。

このたび、本会では県内の農業委員や農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局職員、そして、認定農業者や農業法人、女性農業者等の担い手の方々の「現場の声」を踏まえ、「農地等の利用の最適化に関する意見」として取りまとめ、8月17日開催の農政対策委員会、及び9月14日開催の常設審議委員会において協議・組織決定を行いました。

つきましては、「農業委員会等に関する法律第53条」の規定に基づき、「農地等の利用の最適化に関する意見」を下記のとおり提出いたしますので、県の農政施策に反映していただくよう、お願い申し上げます。

記

1 農業生産基盤整備の促進

ほ場整備事業は、農作業の効率化を可能とするとともに、担い手の育成や農地の集積・集約化の促進、遊休農地の解消に加え、本県農業の構造改革のためにも、極めて有効かつ必要不可欠な事業であり、農家の期待は非常に大きい。

このため、整備事業に係る農家負担の軽減等によって農家の整備意欲を高めるとともに、採択要件の緩和、採択期間や施工期間の短縮化により、早急な整備を進めること。

また、中山間地域等の条件不利地においては、更なる農家負担軽減の優遇策、簡易なほ場整備の実施など、平場地帯とは異なった支援施策を一層強化すること。

2 農地中間管理事業の拡充

「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」（平成26年3月・宮城県）において、担い手が利用する農地の面積の割合を平成35年度には90%にする目標を掲げており、この目標値は、全国目標に比べて10%高い数値である。農地中間管理事業の推進にあたっては、機構集積協力金などの十分な予算措置を国に働きかけるとともに、手続きの簡素化、借入地代の助成などの受け手農家の負担軽減策など、本県独自の施策を講じること。

3 遊休農地対策の強化

遊休農地を個人の力だけで耕作可能な農地に戻すことは困難であるため、遊休農地の復元作業に対する支援策を講じること。また、中山間地域など条件不利地域の農地については、耕作者の意向や地域の実情に応じたほ場整備の拡充など担い手を確保するための条件整備を進めること。さらに、不在地主の増加が遊休農地を増加させているため、耕作者を欠くことのないよう対策を講じること。

4 鳥獣被害対策の強化

鳥獣被害対策としては、有害鳥獣の捕獲・駆除と防御（侵入防止）の両面からの対策が重要である。

捕獲対策としては、有害鳥獣捕獲機器の設置・整備助成の強化、わな猟免許取得の簡素化、体制の整備、市町村域や県域を越えた連携強化策の構築などの対策を講じること。

駆除対策としては、駆除を担う猟友会会員の育成・確保が必要不可欠である。「猟友会会員の育成・確保はイノシシの急増に比べて劣っている状況にある。」との現場の意見もあり、資格取得や機材購入のための助成等の支援を含めた会員の育成・確保対策を講じること。

防御対策としては、侵入防止柵の整備費助成の拡充及び修繕費助成の新設、地域ぐるみの監視防止対策の強化策を講じること。

また、有害鳥獣専用の解体・焼却施設の整備など迅速な処理体制の整備に向けた支援施策を講じること。

5 担い手の育成に向けた支援強化

(1) 農業経営の法人化支援

法人化を志向する経営体は増加傾向にあり、本会議で実施している「農業法人化経営管理講習会」の参加者数も年々増えている。

農業経営の法人化支援については、平成30年度国の新規事業である「農業経営法人化支援総合事業」を通して引き続き支援を実施しているが、税理士や中小企業診断士等の専門家の増員による法人経営へのスムーズな移行支援や法人化後の経営発展に対する指導など法人育成に係る支援施策を一層拡充・強化すること。

(2) 親元就農者への支援

雇用就農の新規就農者数が年々増加する一方、自営就農（親元就農）の新規就農数は全体の4分の1程度へと低下してきているが、自営就農者は家族経営を引き継ぎ、自家農業に取り組みながら、地域農業や集落機能などの維持・発展にも貢献しており、新規就農対策において、自営就農者に対しても早期に自立するための支援施策を講じること。

6 女性農業者への支援強化

女性農業者が取り組む起業活動は、地域農産物を活用し、農産加工や直売所が中心で、少人数で取り組んでいる形態が多く、年間販売金額をみても、300万円未満の零細な経営体が全体の55%と小規模経営が中心で、大多数の起業者は経営規模拡大が課題となっている。

6次産業化の礎を担い、本県アグリビジネス経営体へ発展が期待される女性起業者の経営規模の拡大や販売先の確保などに対する支援施策を充実・強化すること。

7 家族経営協定の一層の推進

家族経営協定の締結数は、平成27年度末684件、平成28年度末現在703件と、「第2期みやぎ食と農の県民条例基本計画」に掲げる平成32年目標700件を上回っているものの、認定農業者数6,445経営体の10.9%にとどまっている状況にある。また、各種制度の要件を満たすための締結も見られ、家族経営の意識を高めるという本来の目的から外れがちになっているところもある。

協定は本来、家族農業経営にたずさわる各世帯員が魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなで働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものである。

このため、協定締結のメリットや必要性についての積極的な情報提供や行政・普及組織における支援強化など、締結の一層の推進に向けた施策を講じること。